

# 島根県保健医療計画

平成 30 (2018) 年 4 月  
島 根 県

## はじめに

団塊の世代の多くが後期高齢者になる 2025 年、さらにはそれ以降も人口減少と高齢化が進むと予測されており、将来に向けた保健・医療・介護のより効率的なサービス提供体制の構築が必要となっています。

このため、国においては、持続可能な社会保障制度を確立するため、効率的で質の高い医療提供体制の構築と、医療・介護サービスの制度改革が始まっています。

島根県においては、高齢化が全国に先駆けて進展しており、こうした国の動きにも対応しつつ、県民の健康をしっかりと守っていくための体制づくりを進めるため、従来の計画を見直し、このたび新たな「島根県保健医療計画」を策定しました。

今回の計画では、入院中心の医療から在宅中心の「地域包括ケアシステム」への移行を進めていきます。このため、今後の医療と介護の需要やサービス供給体制について、同時に策定する「島根県介護保険事業支援計画」との整合を図っています。

なお、計画の推進に当たっては、課題や方向性について、県民の皆様の御意見もお聴きしながら、医療介護の関係者・保険者・行政等がそれぞれの地域でしっかりと議論を重ね、合意に基づく実情に応じた医療・介護の一体的な提供体制の構築を目指していきます。

医療介護を担う人材の不足や高齢化、支える世代の人口減といった課題はありますが、ICT など新しい技術を保健・医療・介護分野へも積極的に取り入れ、さらには真面目で粘り強いといった県民性や、これまで培ってきた地域力などの強みを活かし、地域ぐるみで課題を克服していくとともに、日本のモデルとなるような取組みを進めます。

すべての県民の皆様が、住み慣れた地域において、生涯にわたって健康で安心して暮らせる社会の実現に向け、保健・医療・福祉の関係者や県民の皆様とともに、一步一步着実に施策に取り組んでまいります。

終わりに、計画の策定に当たり御尽力いただいた島根県医療審議会、各地域保健医療対策会議の委員の皆様をはじめ関係の皆様、貴重な御意見をいただいた県民の皆様に深く感謝申し上げます。

平成 30 年 4 月

島根県知事 溝口 善兵衛

# 目 次

## 第1章 基本的事項

第1節 計画の策定趣旨	2
第2節 計画の基本理念	3
第3節 計画の目標	4
第4節 計画の位置づけ	4
第5節 計画の期間	4

## 第2章 地域の現状（保健医療提供体制の基本的な状況）

1 地域の特性	6
2 人口	6
3 人口動態	8
4 健康状態と疾病の状況	10
5 医療施設の状況	15
6 二次医療圏の受療動向	16

## 第3章 医療圏及び基準病床数

第1節 医療圏	19
第2節 基準病床数	20

## 第4章 地域医療構想

## 第5章 医療提供体制の現状、課題及び施策の方向

第1節 住民・患者の立場に立った医療提供体制の構築	
1 医療提供体制の構築	33
2 医療に関する情報提供の推進	38
第2節 疾病・事業ごとの医療提供体制の現状、課題及び施策の方向	
1 がん	40
2 脳卒中	52
3 心筋梗塞等の心血管疾患	59
4 糖尿病	64

5	精神疾患	70
6	救急医療	90
7	災害医療（災害時公衆衛生活動を含む）	94
8	地域医療（医師確保等によるへき地医療の体制確保）	99
9	周産期医療	108
10	小児救急を含む小児医療	118
11	在宅医療	120
第3節 その他の医療提供体制の整備充実		
1	緩和ケア及び人生の最終段階における医療	128
2	医薬分業	133
3	医薬品等の安全性確保	135
4	臓器等移植	141
第4節 医療安全の推進		144

## 第6章 健康なまちづくりの推進

第1節	健康長寿しまねの推進	148
第2節	健やか親子しまねの推進	182
第3節	高齢者の疾病予防・介護予防対策	214
第4節	難病等保健・医療・福祉対策	217
第5節	感染症保健・医療対策	222
第6節	食品の安全確保対策	233
第7節	健康危機管理体制の構築	236

## 第7章 保健医療従事者の確保及び医療・保健・福祉情報システムの構築

第1節	保健医療従事者の確保・育成と資質の向上	239
第2節	医療・保健・福祉情報システムの構築と活用	248

## 第8章 将来の保健医療提供体制の確保に向けた事業の推進

第1節	保健医療計画の推進体制と役割	251
第2節	保健医療計画の評価	252
第3節	保健医療計画の周知と情報公開	252